

平成28年第4回（定例）高砂市教育委員会 会議録（要旨）

日時

平成28年2月25日午後7時00分

場所

高砂市役所南庁舎4階研修室

出席委員

藤井委員長、衣笠委員、山名委員、吉田委員、圓尾教育長

出席事務局職員

大西教育部長、木村教育推進室長、西尾学校教育室長、  
都筑教育総務課長、北野学務課長、瀧野学校教育課長、後藤中央公民館兼伊保公民館長  
岩澤学校教育課副課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市就学援助規則の一部を改正する規則（案）について
- 2 高砂市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則（案）について
- 3 幼稚園等一時預かり事業実施要綱（案）について
- 4 平成28年度公民館登録グループの認定について

協議事項

- 1 認定こども園化に係る前回教育委員会での意見について（まとめ）

報告事項

- 1 教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）案
- 2 平成27年度高砂市教育委員会点検・評価報告書について
- 3 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

その他

- 1 3月行事予定について

議 事 議案第4号 平成28年度公民館登録グループの認定について

- 事務局 (議案第4号について説明)
- 委員長 これについて、ご意見ございますか。  
登録申請グループは、いつまでに出さなければならないという要綱はあるんですか。
- 事務局 28年度は1月の20日を締め切りにして、資料をつくり、今回お出ししています。それ以後、年度途中でも新規のグループ等ございましたら、その都度、教育長決裁で随時認定をし、途中で何らかの諸事情で登録グループをやめられるときは、辞退届をいただくという手続をしています。  
登録グループは、従前からある基準にのっとり、新規申請の場合は10名以上の団体で、7割が市内の方というような人数の決まりがあります。
- 委員A 高齢化によってどんどん減っていますが、若い、新しいグループがつくりやすいような、働きかけはしていますか。
- 事務局 新規グループ、登録の方法等については、市の広報、それと公民館のホームページでご案内はしています。それぞれの公民館でも個別に随時相談させていただいていますし、できるだけ市の広報にも新規の登録グループについて募集の回数を増やしていきたいと思います。  
それと、市民教養講座を自主事業でしてる講座もありますので、そういうときにも新規グループの募集のパンフレット等を配布するなど、できるだけ周知を図っていきたくて考えています。
- 委員A これで増えるかどうかわからないんですが、幼稚園、小学校、中学校で、PTAの学習グループがある学校があって、それで1年間やって仲よくなっても継続がないんです。そういうグループの人たちに、終わりに閉講式とかあるんですけど、そのときにちょっと公民館グループの活動につなげてみたらどうかということをお案内するのもいいと思います。
- 事務局 はい、学校園等にもそういう配布を積極的に考えていきたくて思います。
- 委員B それぞれの登録グループの会費について、会費の使い方はそのグループの自由だと思いますが、そのグループの指導者の営業の場を提供してるような形にはなってないですね。
- 事務局 はい、カルチャースクールと一線を画して、公民館の登録ということなので、会費の上限の設定と、あくまで講師の先生が代表者でなく、グループの代表の方が自由に集まった中で、講師の先生は別に呼ぶということで、会員数の中には講師の先生の数は入っていません。会費の中には、講師の先生にお支払いする分と、会の維持のための消耗品とか、お茶とか、会によってはそういうのも含めた金額、あと、実費で要るものを含めた数字で上がっていて、

月に何回する場合は幾らみたいな基準で上限を一応目安として定めていて、高額にならないように配慮はしています。

- 委員長 人数が少ないところは、講師謝礼が払えないということもありますか。
- 事務局 はい。それでやめるというグループもあります。
- 委員長 それは市の補助はないんですか。
- 事務局 ありません。あくまでも自主運営ということをお願いしています。
- 委員 B 講師の先生が公民館を利用して、教室を開催してるという形でお月謝的に謝礼をもらってるということになると、営業の手助けしてると勘違いされることはないですか。その辺はチェックできるんですか。
- 事務局 公民館はあくまでも社会教育施設で、生涯学習の場として提供させていただいています。当然、公民館グループに関しては、各公民館における公民館まつりとか、公民館のグループ生の代表者の会という中で、代表者の方も出席してご意見をいただいています。
- 会費に関して、上下がありますが、これはあくまでも講師謝金だけではなく、例えば、お茶の会だと、お茶を買うとかいう消耗品も入った金額と考えています。
- 委員 C 営業的なことはないと思いますが、研修みたいなのをやる機会はあるんでしょうか。皆さんを平等にということと、公民館はあくまで社会教育の場ということも講師の先生にもわかってもらう機会が年に1回あるか、2年に1回でも、そういうのがあればその機会を通して、講師の先生も考えていただくことができるかなと思います。
- 委員長 講師の方にやはりもう一度研修をしていただくということと、自分の営業につながらないようにと、あくまで社会教育の一環ですよということをよろしくお願いします。
- これについてはご意見ないですか。では、承認します。

---

議 事 議案第1号 高砂市就学援助規則の一部を改正する規則（案）について

- 事務局 (議案第1号について説明)
- 委員長 これについては、どうでしょうか。
- 義務教育学校というと、実際にはどういう学校ですか。
- 事務局 簡単にですが、義務教育学校は小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校で、新たな種類として学校教育法に規定されたものです。小中学校で校長は1名、副校長は2名置くことができるとされているようです。就業年限は9年間で、県内では神戸市で1校できると聞いています。

中等教育学校は、中高一貫教育を実施することを目的とした学校の種類で、前期課程と後期課程に分かれて、前期課程がいわゆる中学校の基準を準用しております。県内では2校、神戸大学附属中等教育学校と芦屋国際中等教育学校があります。

- 委員長 わかりました。それらがつけ加わったという1つの改正ですね。  
ほかに意見はありませんか。  
それでは、異議はありませんので、承認します。

---

議 事 議案第2号 高砂市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則（案）について

- 事務局 （議案第2号について説明）  
○委員長 これについてはどうですか。  
それでは、異議はありませんので、承認します。

---

議 事 議案第3号 幼稚園等一時預かり事業実施要綱（案）について

- 事務局 （議案第3号について説明）  
○委員長 これについて、意見ありますか。  
現金を、きちんと保管できるような場所はあるんですか。  
○事務局 それぞれの幼稚園には大きな頑丈な金庫があります。  
○委員A 対象園児に関しては、在籍園児に限るということですね。  
○事務局 はい。  
○委員A 一時預かりに関する判断はもう園長一任ということになるのでしょうか。  
○事務局 園長先生が保護者とコミュニケーションをとっていきますので、家族の状況とかそういうのを知っていくかと思います。基本的には園長に委ねたいと思っていますが、判断がつかない場合は事務局のほうへ相談していただくというふうに考えています。  
○委員A 1回当たり500円というのは、高いという声は出てないですか。  
○事務局 今のところ、この料金のことについては、特段に高いとかいうようなことは出ておりません。常態化しないように、という関係で500円が適切ではないかということで定めています。  
○委員A 職員の配置について、こういう場合はこういうふうにしますというのは一切入れないのでしょうか。

- 事務局 基本的には、当初、私どもの職員の配置等も考えて、予算が必要なことですので、いろいろと協議してきましたが、現状では特段の職員を配置することは考えてません。ただ、若干ですが、時間外手当の分を置いて、対応していきたいと思います。
- どれだけの利用が実際にあるのかというのが未知数ですので、実施していきながら、今後必要であれば職員の配置等考えていかなければならないとは思いますが、まずは今の形で実施をしていこうと考えています。
- 委員長 申請書は1日しかないんですが、例えば、冠婚葬祭で2日間といった場合には、毎日出さないといけないんですか。
- 事務局 今のところは1日ずつと考えていますが、そのように日が連続しているということがもう明らかな場合はここに書き足していただくとか、そういうことはしたいと思います。ですが、そのような細かいところの対応は園長によって変わってくるとまたいろいろトラブルの原因になりますので、そういうことのないようにしたいと思います。
- 委員長 保育料の減免されてる世帯でも、500円はいただくということですね。
- 事務局 はい。
- 委員A お迎えは、ばらばらに来られるんですか。幼稚園は一斉に来られるじゃないですか。みんな外に並んで、固まっていますけど、ばらばらに迎えに来るというような形は、保育園のほうはなれていると思いますが、その対応とか、ほんとうに迎えに来たこの人に預けて帰して大丈夫かどうかとか、いろいろあると思うので、保育園のほうに、もしマニュアルがあれば、そういうことも検討しておかなければいけないと思います。
- 事務局 このたび4月から一時預かり制度を導入するという中で、30分おくれたら、一時預かりになるのか、20分おくれたら一時預かりになるのかという基準をまずつくらなくてはならないと考えています。また、それに関しては保護者に対して周知をしなくてはならないと考えていますので、例えば、簡単にもう30分以上おくれた場合は一時預かりになりますということを制度的にはっきりと保護者に対してもわかるような形の説明というのは必要だと考えています。
- 委員C この申請書、お迎え時間が書いてないんですけども、原則として4時半までですか。4時に迎えに来る方とかいたら、書いてもらってもいいんですか。早く終わったら早く来てもいいということですか。
- 事務局 はい。最終の時間という形で4時半という設定をして、たとえ1時間で終わったとしても当然迎えに来ていただいても結構です。ただ、料金は一律の500円という形の設定です。

- 委員 B 公立の幼稚園は、代理で迎えに来た人に対して、保護者本人以外が来るときはあらかじめ配付された名札を持ってきておいてください、それでないとお子さんをお渡しできませんという形の規程はつくってますか。
- 事務局 はい、必ず迎えに来る人には、保護者の名札を引き継いでいただき、それを確認して子供を引き渡すようにしてます。
- 委員長 この要綱についてはまだ具体的に詰めないといけないところが細部にあると思いますので、また解決してください。
- それでは、この要綱についてはよろしいですか。

---

議 事 協議事項 1 認定こども園化に係る前回教育委員会での意見について（まとめ）

- 事務局 (協議事項 1 について説明)
- 委員長 4園については認定こども園にさせていただいていいんですが、これに当たっての要望で、十分対応できる人数を正規職員で配置してほしい。それから研修を十分やっていただきたい。保育料が上がってきますので、その上がった分に見合うサービスを提供していただきたい。病気、緊急、そういった際、預ける対応を確保していただきたい。先ほど一時預かりも出てきていますが、それを十分やっていただきたい。荒井の件については、ちょっと場所が離れているので、当分今のままで荒井幼稚園だけは置いてはどうかということをして市長のほうに要望したいと私の意見として思っています。
- 市内からどこでも行けるようになってくると、希望どおりに入れないことがありますね。そういった場合は第2、第3希望を出すんですか。
- 事務局 はい。1号認定はもう決まっています。2号、3号は希望を書きます。一応利用定員というのがあって、それを超えた場合は、地域の子供たちを優先的にということを考えています。
- 委員長 では、兄弟で別々の園に入る可能性もあるわけですね。
- 事務局 それは極力配慮することになっています。
- 委員 B いつも気になるのが公立と私立との園児の入園するバランスをどう考えていくのか。過去の高砂市の保育、幼稚園の立場としては、ある程度公立がカバーできるような定員があったと思うんです。それがだんだん減ってきて、私立のほうで圧倒的に多くなってきてる。それに合わせて公立の定員をどんどん減らしているけど、この定員の設定は将来的に公立のこども園のあり方として、どのぐらいのものを維持していこうとしているのか。
- 入園する数が少なくなっていったらそれに合わせて徐々に定員を減らしていく。現状に即した形で考えていく。それとも、ある程度、一定の数は置く。実際には、入園希望がなかったらどうしようもないとは思いますが。

- 事務局 幼稚園の場合ですが、今までも民間園のほうに、4歳児、5歳児に関しても民間の特色を求めて行かれているという園児もいらっしゃるという中で、今現在、園児数に関しては少子化の関係で若干なりとも減少傾向にあります。ただ、園舎に関しては、もうかなり以前に建てたものですので、園児の数は、今はかなり減って、教室も余ってる園もあります。
- よって、今後、園児が増えて、施設を増築という考え方はありませんが、今後とも、こちらのほうとしては、園にエアコンの設置をすとか、そういう形で教育環境の充実を進めていきたいと思えます。
- 委員長 認定こども園については、当委員会では認めていくという形でよろしいですか。いろいろ意見が出てきていますが、それを市長のほうへ、具体的に文書で提出していただいて、意見書として出すということでもいいですか。
- 事務局 きょうの教育委員会の委員さんのご意見をよくまとめた中で、またそういう考え方であると、その前にまた見ていただきますけれども、こういう考え方で教育委員の考え方、意見としてまとめさせていただいたという形で提出をさせていただきたいと考えます。
- 委員長 それでは、ほかにご意見ないですか。よろしいですか。

---

議 事 報告事項1 教育委員会の権限に属する事務の補助執行について（協議）案

- 事務局 （報告事項1について説明）
- 委員長 これについては、意見はありますか。
- この福祉部の事務職員というと、広い意味に捉えてしまうけど、福祉部の、例えば幼稚園とか、子ども支援に従事する事務職員とか、そういう指定はしなくてもいいんですか。
- 事務局 その部分についても、部内での検討も行いました。
- ただ、そういう形にすると、職務権限の中で事務も処理していくわけです。例えば、子育て支援室だけに限定をすると、同じ福祉部の中の処理に当たって、部長が全然その処理について関与できない、わからないということもあります。ですので、福祉部の中にまとめたほうが事務の処理上問題がなかろうと考えたものです。
- 逆に、今、教育委員会が予算執行、経理の処理をしています。これは市長からの補助執行によって行っているもので、普通、教育委員会以外の市長部局ですと、各部が部長以下の組織になっています。例えば、補助執行の対象になっているのは、教育委員会の場合、教育長以下、教育長と部長以下の事務職員という形になっています。これはやはり、契約、それから多額のお金の執行、予算、決算ということについても、当然、教育長にもご承知をいただ

きたいという意思から教育長を対象の中に入れていたのだろうと考え、実務だけ考えると子育て支援室限定でもよかったんですが、あえて福祉部の事務職員という形で考えています。

○委員 B 実施予定日が4月1日からということですが、補助執行されるに当たってのいろんな施策について私たちに対しての説明は一切ないわけですか。

○事務局 一応この事務の一本化については、12月22日の教育委員会の中で、資料をお示しして、ご意見を伺っています。

その後、1月21日に総合教育会議がありました。そこでもこの事務の一本化に関する資料を提出して、市長と教育委員さんの間で協議をいただいています。

○委員長 それでは、備品台帳とか経理とかは、子育て支援室が全部管理保管することになって、実質、教育委員会では、そこへ見に行かないとわからないことになりますね。

○事務局 備品もいろいろあって、例えば、教育総務のほうで所管している備品は、もともと備品台帳は園に備えつけています。ですから、予算の要望、要求時にはこちらのほうから要求はしていますが、実際、購入後その備品の管理、それから備品台帳の管理については、各園で現状も行っています。

○委員 B 各園がこども園になっていくに当たり特色ある形をしようとしたときに、幼稚園の教材、備品に関する意向に、福祉部はどれだけの理解を示して、それに対してどんなふう考えられてるか。

4月1日からの補助執行に対して、どんな形でしょうとしてるかはわかりますか。

○事務局 4月から認定こども園になって事務も一本化し、教育部の権限に係ることに関しては補助執行をしても、教育部に残るという中で、今後、就学前教育に関する協議、議題等に関しての場合は、必ず教育委員会に福祉のほうからも出席を求めるところです。なおかつ、就学前教育に関する教育委員のいろんなご意見に関しても連絡し、会議録を見てもらって、教育委員のお考えを十分把握し、定期的に、教育部の職員、学校教育の職員と、福祉の子育て支援室の職員も、連絡を密にして、補助執行するから全部丸投げするのではなく、運営していかなければならないと考えています。

きょう、出た意見に関しても、各委員さんのお考えははっきりと会議録を通じてでも子育て支援室のほうにも、お伝えします。

○委員長 この報告事項の補助執行については、12項目に上っていますが、ただ、補助執行されたから知らないというのではなく、十分今後、福祉のほうとまた協議し、この教育委員会の場にも出ていただくとか、そういうことで対応していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

---

議 事 報告事項 2 平成 27 年度高砂市教育委員会点検・評価報告書について

- 事務局 (報告事項 2 について説明)
- 委員長 これについて何かご意見ありますか。  
学力学習状況調査はこれに書かれていますか。
- 事務局 特に全国学力学習状況調査に特化したという点はありませんが、学力向上につながる事業として、学生スタディパートナー事業とか、教職員研修事業、それから補助学習推進事業等の中で、学力向上に取り組むということで評価をさせていただいています。
- 委員長 他に意見はありませんか。これでよろしいですか。

---

議 事 報告事項 3 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

- 事務局 (報告事項 3 について説明)
- 委員長 これについて、意見ありますか。  
この 2 番の乗馬体験、これは民間がやってるんですが、これは初めてですか。
- 事務局 初めてです。昨年度より加古川市で、教育委員会のほうで後援もされているということで、地域の方に無料体験ということで申請が上がってきました。
- 委員長 ちょっと今までで異色ですけど、どうですか。
- 委員 B これは、乗馬の体験で乗馬のメリットをいろいろ教えるため、それと乗馬クラブの勧誘を兼ねてのものですか。
- 事務局 勧誘をするためというものではなくて、1 つは地域へ乗馬を開放するということ、それから、動物との触れ合いが目的の中に上がっていました。
- 委員長 その触れ合いの対象というのは、加古川市民だけでなく高砂市のほうも無料で利用できることですか。
- 事務局 はい。
- 委員長 この団体については、民間の方も入ってる場合もありますので、また実施日、それから申請日、このチェックはよくしておいていただきたいと思います。  
これについては、他にご意見ありませんか。

---

議 事 その他 3 月行事予定について

- 事務局 (その他について説明)
- 委員長 それでは、3 月 22 日、臨時の教育委員会の開催を予定しておりますので、またご案内させていただきます。

そのほかご意見ないでしょうか。なければ、これで閉会します。

---

平成28年2月25日 午後9時30分 委員長会議の閉会を宣告

---